

## 相愛大学障がいのある学生への支援に関する基本方針

平成29年2月16日制定

令和6年4月1日改正

### 1 はじめに

相愛大学は、建学の精神である「當相敬愛」をふまえ、障がいのある学生に対して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に即して、修学上の支援等を行う。

### 2 障がいのある学生について

障がいのある学生とは、障害者基本法第2条における「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下、「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」との定めに準拠する。

### 3 障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮について

障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」における「第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」に準拠して取り組むものとする。

### 4 修学上の支援等について

修学上の支援内容に関しては、障がいのある学生からの要請、申出等を受けて《3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮について》を踏まえて、個々の学生の障がいの状態・特性、教育的ニーズ等に応じて、当該学生と話し合っ決定する。

### 5 支援体制等について

学長の全体総括のもと、学生支援センター事務室を窓口とし、障がい学生支援委員会、保健管理センター、学生相談室を中心に、関係する学部教員、教学課等、全学的な連携のもと支援を行う。

### 6 啓発・研修等について

「特別な配慮を要する学生への対応ハンドブック」（教職員用）を活用し、教職員への啓発を行うほか、外部講師を招くなどして研修等を行う。

## 7 改廃について

この基本方針の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が行う。